

琉球大学学術リポジトリ

18・19世紀における琉球の対清貿易についてー「球商」との取引を中心にー

メタデータ	言語: ja 出版者: 琉球大学人文社会学部琉球アジア文化学科 公開日: 2023-04-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 麻生, 伸一 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24564/0002019719

一八・一九世紀における琉球の対清貿易について―「球商」との取引を中心に―

麻生 伸一

はじめに

琉球と中国の貿易をめぐる研究のうち、進貢活動に伴う貿易について王府と渡唐役者の貿易は異なる性格を持つていたとする安良城盛昭氏の指摘は重要であろう。安良城氏は、中国との貿易で琉球が莫大な利益を得たという通説を再検討し、首里王府は赤字となる一方で、薩摩や渡唐役者などは利益を享受できたとの理解を示した¹。その後、渡唐役者の貿易を個人貿易として分析した真栄平房昭氏は、とくに渡唐役者に割り当てられた船間から琉球と中国との貿易の特質を描き出している²。さらに、山田浩世氏は、王府の官人制度との関連から対中貿易を分析し、王府への奉公に対する報酬である船間の運用実態や、王府役人の昇進システムと琉球・清朝関係の結びつきを具体的に検討した³。

琉球の貿易を詳細に検討した上原兼善氏は、とくに近世日本との関わりから琉球・中国貿易の変遷や歴史的意義を検討し、薩摩藩の動向如何により渡唐役者も経済的な不利益をこうむっていたと指摘した（詳細は第四章を参考）。

これらの研究により琉球の対中国貿易の全体像が見えてきたといえるが、あえて残された課題を述べるならば、中国王朝の動向を踏まえた貿易の変化、「球商」（客商とも。牙行的な性格を持つ商人もいるが本論文では「球商」と記載する）との取引実態の解明があるろう。

その球商については、すでに西里喜行氏による詳細かつ網羅的な研究があり、福州での琉球と中国との貿易（以

下、「福州琉球館貿易」と記す）は「琉球（存留通事）と客商（牙行）と土通事の三者が緊密に協力し、各々の任務を規定通りに果たすことよつて円滑に運営される」ことが明らかになつた⁴。しかし、球商に関する史料がほとんどないため、球商との取引方法には不明な点も残されている。

以上を踏まえて本論文では、新出史料に拠りながら福州琉球館貿易の実態について考えてみたい。とくに、球商との取引に注目しつつ福州琉球館貿易における福建当局（とくに貿易を管理する海防同知）や渡唐役者の役割はなんであるか、という問題に取り組んでいきたい。

論文の構成はつぎのようにした。まずは先行研究に学び一八世紀に球商との取引方法の変遷と福建当局による福州琉球館貿易への関与を検証する。つづいて今回あたらしく見いだした史料をもとに一八六四年に起きた事件を検討し、最後に福州琉球館貿易の構造について言及してみたい。

一、一八世紀における球商との取引方法とその変容

（一）代銀前貸しへの移行

先行研究で指摘されているように、球商との取引は、琉球人が直接買い付けるのではなく、購入をすべて球商に依頼するという方法でおこなわれていた。また、銀や商品を先に球商にわたす前貸しの取引であったため、取引の主導権は球商が持つとされている⁵。ほかに、上原兼善氏や西里喜行氏が述べるように、琉球と球商との信用関係を前提とした取引であったと考えられる⁶。

ただし、先行研究が示すような取引が清代を通じて続いていたわけではない。一七七三年の中国商人との取引額を高くすれば良品を入手できるかという薩摩藩の照会に対する王府の回答には、一七七三年以前は球商の費用

で購入したものを琉球側が買い取ってきたが、経済的な逼迫から、琉球側が注文書とともに銀を球商に前貸しするようになったとある⁷。

また、雑唐物・薬種の購入方法についての照会に対する薩摩側への王府の回答には、一七七八年には琉球側の貿易資本である海産物を前貸ししていたと記載されている⁸。つまり、琉球が福州に持ち込んだ海産物を、さきに球商に渡しておいて、球商はその海産物を売却し、売却した資金を元手に琉球側が求める商品を購入するという取引方法となっていたのである。その背景には、一八世紀終盤に琉球が中国市場に持ち込む銀が銀の含有量の多い「古銀」から含有量の少ない「新銀」に変わったことがあったとされる⁹。真栄平房昭氏は、前貸しによって、球商が取引価格のイニシアチブをとるようになるのと球商側の要求額が高くなり、そのために渡唐役者と球商の信頼関係が揺いだためトラブルが起こりやすくなったと指摘している¹⁰。

ただし、一七五〇年代の広州貿易では八〇%程度の前貸しであったと指摘されているため¹¹、福州琉球館貿易でも全額を前貸ししたのかなどについては検討が必要である。前貸しの規模に検討の余地を残すが、ここでは一八世紀後半に銀や商品の前貸しに転換し、それにより球商の主導権が強まった可能性があることを押さえておきたい。

(二) 球商による取引遅延行為と帰国時期の厳格化

つぎに球商による取引遅延行為を取り上げたい。

一七七三年の琉球から薩摩への貿易に関する報告には¹²、琉球側が商品を引き取らざるを得ないように球商が出港ぎりぎりまで商品を持つてくるため、納品確認ができず質の悪い商品の取り替えや再発注もできないとある。

注文品の品質を質す薩摩側への報告であるため、どこまで実態を反映したものかは不明だが、納期を遅らせて質の悪い商品や代替品を琉球側に引き渡していたと思われる。一七四一（乾隆六）年には球商の福州到着遅延に伴う琉球の帰国遅延に対して、海防同知が土通事を逮捕して琉球側に圧力をかける事件も起こっている¹³。

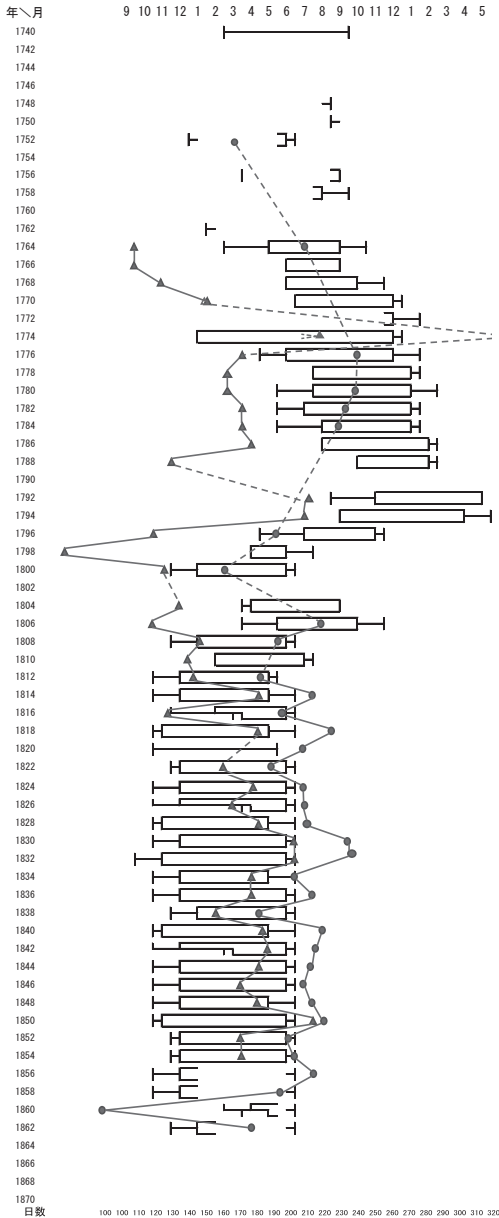
また、一八世紀前半から琉球船の福州到着が遅くなっており、それに合わせて貿易や帰国が遅くなるという事態が発生していた。その要因には日本の銀貨改鑄に伴う渡唐銀の準備期間増大があつた。薩摩から送られてくる貿易用銀の那覇到着が遅くなり、それが結果的に琉球船の帰国遅延へとつながっていたのである¹⁴。

琉球船の帰国遅延を福建当局は問題視しており、一七七五年に福建布政使司は、琉球国王宛ての書状で、琉球船の期限内帰国を要請している¹⁵。国王は了承するも、その後も期限内の帰国は実現せず、一七九一年ごろにはさらに帰国時期が遅くなったため、布政使からきびしい表現で期限内帰国の要望が出されている¹⁶。つまり、渡唐銀調達の遅延、出港の遅延、福州到着および貿易活動の遅延、帰国の遅延という悪循環が起こり、それが琉球と福建当局とのあいだの懸案事項となっていたのである。

以上見てきたように、一八世紀の福州琉球館貿易は、球商との取引方法が資金の前貸しへと変更するなかで、可能な限り利益を出したい球商、無事に貿易を終えたい琉球と、帰国遅延を避けたい福建当局、三者の思惑が一致しない状況がみられた。また、同時期には球商の納品遅延もある一方で、福建当局は琉球船の帰国時期の厳格化を指示していた。帰国時期の厳格化は、遅延行為を行う球商にとって好都合になったものと考えられ、一八世紀の福州琉球館貿易の取引方法・納品遅延・帰国時期の厳格化は、球商の主導権を拡大する要素となり得たと思われる。

乾隆期前半から同治期初年までの福州琉球館への入館日から離駅登舟までの期間、および貿易期間の月日と日数をまとめたのが「表」である。一八世紀後半は、五月以降に琉球館に入り翌年二月ごろまでに離駅登舟し、その間、

[表] 一八世紀中葉から一九世紀中葉までの
福州琉球館入館および貿易期間



七月ごろから貿易をおこなっている。
 データが不完全であるため福建布政使司に指摘を受けた一七七五年の帰国時期が遅くなっているかは不明だが、七〇年代から九〇年代は一二月から翌二月ごろに帰国していたようである。
 その後、一九世紀はじめごろに帰国時期が変動していき、一八〇八（嘉慶一三）年ごろからは、一一、一二月の入館から翌年六月の離駅登舟までおよそ二二〇日間の滞在となり、貿易期間は二月から五、六月までの一八〇日間ほどとなっている。一八世紀末の福建布政使司の指摘で、全体的にスケジュールが前倒しになっている状況が確認できよう。

- ・ 作図は『歴代宝案』に拠った。
- ・ は福州琉球館への入館から離駅登舟日までの期間を指す。●は滞在日数である。
- ・ は貿易期間を示す。▲は貿易日数である。
- ・ 頭号船、二号船で入館日や貿易開始日が異なる場合もあるため図に反映している。

二、福建当局の福州琉球館貿易への関与拡大

(一) 一七四七年以降の貿易取引過小報告問題

一八世紀は福州琉球館貿易に対して福建当局の関与が強まる時期でもあった。ここでは関与強化の背景を考えたい。

まずは、一七四七年以降の貿易取引額の過小報告問題である。松浦章氏などの指摘にあるように、一七四七年には琉球の輸出品が少なく報告されていたことが露見したため、清朝側は琉球国王宛て書状で申告是正を求めている¹⁷。そもそも福州琉球館貿易では、規定や慣例上、琉球側が取引内容を福建当局に報告することになっており、一連の作業には渡唐役者や清国人の通訳である土通事(阿口通事、河口通事)が関わっていた¹⁸。さらに海防同知や福州將軍による調査もおこなわれてはいたが、徹底した調査ではなかったものと思われる。また、一七七六年には近年の免税額による問題発生を懸念した乾隆帝が、取引内容・免税額の調査・報告を徹底するように福建当局に指示している¹⁹。

このように、一八世紀中頃には、取引報告の虚偽などにより、清朝側が琉球に対する不信感を募らせたため、福州琉球館貿易の制度の厳格化がはかられていった。

(二) 中国商人と結びつく朝貢国

福州琉球館貿易に対する清朝側の不信感・警戒感の増大には琉球以外の国も関係していた。そのひとつが清朝中国とシヤムとの関係である。高崎氏の研究によると、一八世紀のはじめごろからシヤム米の中国への輸出にシ

ヤム在住の清国人が従事しており、一七四〇年代以降になると中国内地の商人がシヤムに赴いてシヤムと清国間の貿易に携わっていた²⁰。そのなかで、一七八六年にはシヤムが、進貢船を派遣する際に十数隻の中国の商船を帯びたり、進貢船を探すという「探貢船」という名目で中国商船を派遣したことが問題になり、乾隆帝はシヤムの進貢船以外の船に課税せよと指示している。その指示のなかに、琉球は進貢船以外の船にも免税を認めていると言及されているのである²¹。

ここで琉球船の免税が問題になった訳ではないが、その後、一七八七年以降に福州將軍が、琉球の進貢船の貿易活動に関して探問の名目で商売に來た船ではないという説明を付して上司に報告しているのは²²、琉球の貿易が「正当な」貿易活動であると説明する必要があるためと思われる。

(三) キャフタ貿易の停止と大黃密貿易警戒

ロシアと清朝との関係も福州琉球館貿易に影響を及ぼした。ロシアと清朝はキャフタで貿易をおこなっていたが、ロシアが商人に課税などをしたため清朝が貿易を停止する措置を複数回実施している。第三次貿易停止措置となる一七八五年から一七九二年のあいだには²³、漢方薬である大黃の不正輸出問題が清朝内で討議されていた²⁴。貿易再開にむけてロシアとの交渉を優位に進めたい清朝は、ロシアが転売目的などで大量購入していた大黃に着目して、貿易停止期間に中国内陸部でおこなわれていた大黃の密貿易を問題視し、不正輸出禁止の強化に踏み切る。さらにヨーロッパ諸国を経由したロシアへの大黃移入も警戒している²⁵。そのため、一七八九(乾隆五四)年二月二六日に、沿海各省に対して大黃輸出禁止に関する上諭が出され²⁶、それが琉球にも伝達された²⁷。

そのようななか、同年七月一日の福州を出港しようとしていた琉球の漂着船が大黃を密売し、ロシアに転売

するのではないかと警戒した福州將軍は、ひそかに琉球の購入品を調査した²⁸。つまり、キャフタ貿易での貿易停止と大黃禁輸徹底策が展開するなかで、福州琉球館貿易での大黃取引が警戒され、福州琉球館貿易の調査が厳格化したといえよう。

翌一七九〇（乾隆五五）年三月一二日には福建布政使から琉球国王への咨文で、福州の役人による大黃代買の提案がなされ²⁹、乾隆帝の裁可を得ると³⁰、福州琉球館貿易での大黃取引は福州の役人が琉球の代わりに購入し、転売はなかったと報告されるようになる³¹。ただし、この措置は一時的なもので、一七九二（乾隆五七）年一〇月一日にロシアとのキャフタ貿易再開に伴い大黃取引が自由化すると³²、役人による大黃の代理購入はみられなくなった。

ところで深澤秋氏が指摘するように³³、一七九二（乾隆五七）年九月二九日の福州琉球館貿易の報告に、それまでなかった「土通事をして交易の客商の姓名と兌買の物品を日に按じて摺報せしめ」という文句が登場する³⁴。これは、土通事による取引日ごとの取引内容の調査と報告の義務と、貿易取引調査・報告が詳細となったことを示す。すなわち一七九〇年前後のキャフタ貿易の停止と再開のあいだに、福州琉球館貿易における大黃取引の実態把握のために福州役人による調査がおこなわれるようになり、さらに土通事による貿易報告も詳細に実施されるようになったのである。

以上見てきたように、清朝とシヤムやロシアとの関係や、清朝の福州琉球館貿易に対する不信任は、福建当局の調査・報告の厳格化や土通事による貿易報告の詳細化へとつながっていった。これは、福建当局による琉球の貿易活動への関与拡大も意味していたといえる。

貿易への当局の関与拡大は、福州琉球館貿易をめぐる球商と琉球側の主導権争い、もしくは貿易に関する球商

と渡唐役者との協調関係にも影響を与えたものと思われる。つぎに、福建当局の関与と貿易の実態を検討するために、一八六四年の事件を取り上げてみたい。

三、一八六四年の「宋廷綱案」

(一) 事件の概要

琉球船はほとんど毎年福州を訪れており、そのたびに貿易品を持ち込んでいた。そのため、渡唐役者と球商とのあいだには毎回、取引に関する交渉が展開したはずだが、球商との取引に関する記録は、薩摩藩や王府に報告した購入品一覧や清朝側の免税史料が残るだけである。

そのなかで一八六四年に渡唐役人と球商とのあいだで起こった事件は、福州琉球館貿易の取引実態を考える上で貴重な情報を持っている。これまで検討されたことのない事件であるため、ここで事件を紹介して球商・琉球・福建当局の役割や動きをみていたい。なお、当該事件は「宋廷綱案」として「唐船仕出并帰帆改日記」(尚家文書二五九号、那覇市歴史博物館蔵)に掲載されている。

まずは海防同知から琉球側に出された質問書をもとに事件の概要を説明する。長文ではあるが、概要を記した箇所を読み下し文にして引用する³⁵。

〔史料一〕海防同知からの質問

同治二年七月初六日、廩生「生員」の曾兆鵬等の呈に拠るに称すらく、球商の宋廷綱即ち岱順は、球夷の公司の糖貨を領辨「引き受け処理」せんとして、夥「店員」を遣わし、漳泉「漳州・泉州」に前赴して採買「買い付け」

せしむ。嗣いで該夥は沿途に阻滯せられたれば、(宋廷)綱即ち親ら往赴し、催すに期届りて付する莫ければ控えられて追「追賠」を請わるるを致すを以てす。現に経に伊等は代わりて琉球使者の真承恩に向かい、賬目「帳簿記載の項目」を算明「換算解明」し、理として番銀一千二百元を還し、又欠額「未返済」の貨物二百元を補還「追加返済」し、真承恩等の収抛「領収書」を取具して銷案「事案決着」し折封「差し押さえ解除」せんことを粘請「懇請」す等の情あり。

査するに、此の案は先に琉球通事王承休の稟もて控うるに抛るに、客商の宋廷綱即ち岱順は、公司銀兩を承領「受領」し、糖貨を応辨「処理対応」せんとして、期届るも避延「回避遅延」したれば、封追「差し押さえ追賠」するを稟請「稟にて要請」す、等の情あり。當に経に福州府に牒請「牒にて要請」し、併びに閩県に移「移文」して、本分府と会同し、一体に宋廷綱の住屋店を將て、業に飭封「差し押さえ指示」し拘訊「拘留訊問」して案に在り。

茲に、前情に抛りて査するに、該廩生「生員」の曾兆鵬等は代わりて宋廷綱の為に、番銀共計一千四百元を算還「換算返済」するも、核べたるに通事王承休の前に控えたる宋廷綱の積欠「累積負債」の貨銀二千六百餘兩の数目とは、多寡大いに懸殊「乖離」すれば、究竟、宋廷綱の前欠「旧債」は実に若干あるべし。現在、交収「引き渡されて領収」し清楚「清算」するや否や、其の字抛「証文」は果たして使者の真承恩等の立てる所に係るや否や、合行しく照会すべし。此が為に、存留夷官に照会し、即便に查明「調査解明」して稟覆「稟にて回答」せしめ、以て核辨「調査処理」に憑らしめんとす。須く照会に至るべき者なり。

事件の概要は右記の通りだが、事件は琉球側による球商・宋廷綱への福建省漳州泉州特産³⁶である「糖貨」(白糖・氷砂糖)の購入依頼からはじまる。琉球から委託された宋廷綱は「夥」を派遣して商品を手しようとしているが、

「夥」とは、球商が購入を委託した小規模の商人であろう³⁷。

さて、宋廷綱に委託された商人は、清末の混乱の影響を受けたためだろうか、商品を手でできなかった。その後、宋廷綱は自身で購入を試みるが、やはり手に入れることはできなかった。さらには前貸しの資本銀まで失ってしまったようである。これを受け、在船使者の真承恩は前貸しした「貨銀」二六〇〇余両の返還を求め宋廷綱の財産差し押さえを福建当局に訴えている。琉球側の訴えを受けた閩県の役人と福州海防同知は宋廷綱の店舗を差し押さえ、さらに宋廷綱を拘留し尋問した。

しかし、宋廷綱は前貸しの銀を返却できなかった。そこで登場するのが宋廷綱の親族である曾兆鵬である。曾兆鵬は、宋廷綱の代わりに真承恩に対して補還分二〇〇元含めて「番銀」一四〇〇元を賠償する。それから一年ほど経って、賠償銀を支払った曾兆鵬が真承恩等の領収書を添えて差し押さえ解除を海防同知に申請してきたのである。曾兆鵬から差し押さえ解除の申請を受けた海防同知は、賠償について琉球側に実情を問いたしてくるが、海防同知が琉球側に聞きたかったのは、全額が琉球側に賠償されたかどうかであった。琉球が球商の宋廷綱に前貸しした二六〇〇余両と曾兆鵬が賠償した一四〇〇元には差額があるが³⁸、真承恩等は本当に領収書を発給したのかと質問してきている。

以上が、事件の大まかなあらましだが、一九世紀中頃でもやはり前貸しによる委託貿易がおこなわれていたこと、球商が購入できず前貸し銀を回収できなかった場合には福建当局に訴えて店舗を差し押さえたこと、差し押さえ後には球商の関係者による賠償行為がみられたことなどが分かる。制度としてのどの程度機能していたかは不明だが、取引契約不履行については、琉球は官憲へ訴えて賠償を受けていたといえよう。

(二) 渡唐役者の回答

さて、琉球は曾兆鵬に領収書を渡したのか、という海防同知の質問に対して、琉球側はつぎのように回答している。

〔史料二〕調査報告要請への第一次回答書(七月二三日の稟ノ部分)

(王承)休、貿易の銀貨の事務を遵査〔命に従い調査〕したるに、委たしかに真承思等自ら管理おこなを為うに係り、所有くわんの宋廷綱の前欠「旧債」の銀両は、業経すに憲監「憲台の監査」に稟明「稟文にて説明」して案たに在り。①惟だ宋廷綱は控えられ追「追加賠償」を請すわるるの後に於いて、五月初一日、経すに伊かの親の曾兆鵬等代わりて真承思等に向かい、再三情説「事情説明」し、番銀一千四百元を折還「換金返済」す。彼の時、真承思等、帰る期が迫届するに因り、亦た、其の扣折「割引」して交収するを聴きさる。初三日、轅に赴き、鎔案「事案決着」したれば折封「差し押さえ解除」せんことを懇請するも、未だ仁恩もて収准「許可」せらるるを奉ぜず。即ちに、伝諭を蒙りたるに、②着して即便に回国せしめよ。宋廷綱の欠する所の銀両は、理として応に查明し、数の如く追清すべし(とあり)。真承思等は駅を離れるの時、(王承)休に囑咐「口頭依頼」し、館に在りて静かに給領「支給領収」を候またしむ。③(王承)休、査して真承思等の已に立てたるの収拠「領収書」は是れ実なるを知る。

まず、①で帰国日限が迫っていたため割引での賠償となったと述べさらに、領収書を発行した上で海防同知に宋廷綱の財産の差し押さえ解除を要請したけれども、差し押さえ解除の許可は出されなかったと報告している。さらに、②で海防同治が追加で賠償させるとコメントし、③で領収書が正式なものであると述べている。以上が、

琉球が海防同知に提出した回答書の内容である。

(三) 海防同知の反応

しかし、この琉球側の回答書を海防同知は受理しなかった。渡唐役者が帰国後に王府に提出した報告書によると、不受理の理由は回答書に記載した文章が不適切と判断されたためであった。具体的には、帰国間際に仕方なく賠償銀を受け取り、さらに海防同知から残銀は計算通りに渡すので帰国する者は早々に帰国せよと（海防同知が）命じた、という箇所を削除するよう河口通事を通じて指示されたと述べている³⁹。

おそらく海防同知は、琉球船を早く帰国させるために急いで問題を解決したのを不都合と判断し、さらに割引した賠償で決算しようとしていたものと思われる。回答書の受け取りを拒否された琉球側は、さらにややニュアンスの異なるつぎの回答書（第二次回答書）を提出する。

〔史料三〕調査報告要請への第二次回答書（七月二六日の稟／部分）

荷くも憲查を蒙りたるに、（王承）休等の前に控えたる宋廷綱の貨銀二千六百余両は、核べたるに算還の数目とは多寡大いに相懸殊すれば、究竟、宋廷綱の前欠は実に若干有り。現在、交収して清楚するや否や、其の字拠は果たして使者の真承恩等の立てる所に係るや否や、（王承）休に諭して查明し稟覆せしむ、各等の因あり。此を蒙る。（王承）休、貿易の銀貨の事務を遵査したるに、委に真承恩等自ら管理を為うに係り、所有の宋廷綱の前欠の銀両は、業経に憲監に稟明して案に在り。④惟だ宋廷綱は控えられ追を請わるるの後に於いて、経に

伊の親の曾兆鵬等代わりて真承恩等に向かい、再三情説し、賤目を算明して、番銀一千四百元を折還す。経に

真承恩等は查收し、初三日に於て轅に赴き、銷案したれば折封せんことを懇請す。又、伝諭を蒙りたるに、⑤着して真承恩をして即便に回国せしめよ。宋廷綱の所有の賬目の銀両は、理として応に查明し、數の如く繳還せしむべし(とあり)。真承恩等は馭を離れるの時、(王承)休に囑咐し、館に在りて静かに核辨するを候たしむ。(王承)休、査するに、真承恩等の已に立てたるの収抛有りて、交して曾兆鵬の処に在るは、是れ実なり。

大意は大きくは変わらないため、第一次回答書との差異のみを指摘しておきたい。第一次回答書で①「惟だ宋廷綱は控えられ追を請わるるの後に於いて、五月初一日、経に伊の親の曾兆鵬等代わりて真承恩等に向かい、再三情説し、番銀一千四百元を折還す。彼の時、真承恩等、帰る期が迫届するに因り、亦た、其の折扣して交収するを聴さる。初三日、轅に赴き、銷案したれば折封せんことを懇請するも、未だ仁恩もて收准せらるるを奉ぜず」となっていた箇所が、第二次回答書では④「惟だ宋廷綱は控えられ追を請わるるの後に於いて、経に伊の親の曾兆鵬等代わりて真承恩等に向かい、再三情説し、賤目を算明して、番銀一千四百元を折還す。経に真承恩等は查收し、初三日に於て轅に赴き、銷案したれば折封せんことを懇請す」と修正され、帰国時期が迫っていたという記載が削除されている。また、「折扣」という表現がなくなっているため、琉球側が割引をして賠償額を受け取ったというニュアンスが見えない。さらに、宋廷綱の差し押さえ解除を海防同知に要請したが許可が出されなかったという内容も削除されている。

後半部分では、第一次回答書の②「着して即便に回国せしめよ。宋廷綱の欠する所の銀両は、理として応に查明し、數の如く追清すべし(とあり)」が、第二次回答書では⑤「着して真承恩をして即便に回国せしめよ。宋廷綱の所有の賬目の銀両は、理として応に查明し、數の如く繳還せしむべし」となっている。残銀の返却に関しては「追清」

(追加生産)から「繳還」(返還)と大きな変化はなく、さらに早期帰国を促されたという表現も残されている。琉球側としては修正できないと考えた箇所であったのであろう。

しかし、この第二次回答書も受理されなかった。海防官側は第二次回答書の提出翌日に河口通事呼び出し、琉球側に対して、海防官が帰国するよう通知したという記載を削除するようにと指示している⁴⁰。琉球側は、この表現が削除されては問題が大きいとして、河口通事を通して海防官に成り行きを説明するが、海防官は聞き入れなかった。

(4) 受領された回答書

最終的に受領された第三次回答書はつぎの通りである。

〔史料四〕調査報告要請への第三次回答書(七月二十九日の稟／部分)

(王承)休、貿易の銀貨の事務を遵査したるに、委に真承恩等自ら管理を為うに係り、所有の宋廷綱の前欠の銀両は、業経に憲堅に真明して案に在り。⑥惟だ宋廷綱は控えられ追を請わるるの後に於いて、経に伊の親の曾兆鵬等代わりて真承恩等に向かい、再三情説し、賤目を算明して、番銀一千四百元を折還す。経に真承恩等は収清し、初三日に於て憲轅に赴き、銷案して折封せんことを粘請す。又、⑦伝諭を蒙りたるに、宋廷綱の欠する所の賤目の銀両は理として応に查明し、數の如く繳還「返却」せしむべし(とあり)。真承恩等は駅を離れるの時、(王承)休に囑咐し、館に在りて静かに核辨するを候たしむ。⑧(王承)休、査するに、真承恩等の已に立てたる収抛有りて、載せて眼目に明らかなれば合に清すべし。交して曾兆鵬の処に在るは是れ実なり。

まず、第二次回答書④と受理された第三次回答書⑥に大きな変化はみられない。すでに帰国時期に関する内容が削除されていたので、修正の必要がなかったのであろう。ただ、さらに第二次回答書⑤にあった「着して真承恩をして即便に回国せしめよ」は第三次回答書では消されており、早期帰国を命令した箇所が削除された。さらに第一次回答書、第二次回答書になかった文言⑧「載せて賬目に明らかなれば合に清すべし」が登場している。これは、琉球側が「帳面記載事項と一致しているので、清算したい」という申請を提出したという意味である。

このように、回答書を琉球側に再提出させるなかで海防官は、早期帰国の命令したことを回答書から削除させ、さらに残額はあるものの賠償済みという方向で事件を解決しようとしているように思われる。

以上の件からみると、球商とのトラブルに仲介役として海防官が関与しつつ、前貸しに伴う琉球側の損失について、財産差し押さえ、賠償という方法がとられてはいたが、それが琉球にとってかならずしも保証となったわけではなかったと考えられる。

ほかの事件を見ると、たとえば一八三一年には納品できなかつた球商が自殺した事例のように⁴¹、客商が追い込まれていた場合も想定できるため⁴²、さまざまな事例を検討する必要がある。しかしながら、琉球にとって福州琉球貿易における取引に問題が起こった際には琉球側が不利益をこうむることもあったと言える。

ただ、一八六四年の事件でもそうだが、球商との取引で発生しうる不利益、損失は琉球のだけがこうむるのかという問題がある。そこで、つぎに福州琉球貿易における渡唐役者の役割について取り上げたい。

四、委託貿易としての福州琉球館貿易

よく知られているように、福州琉球館貿易への出資は、薩摩藩出資銀（一番方銀）、王府出資銀（二番方銀）、渡唐

役者・船方・諸士出資銀(三番方銀)の三つに分けることができる⁴³。福州琉球館貿易が不安定であったため、薩摩藩出資銀は時期により増減が見られ、一八二二年や一八六九年のように、一番方銀の出資がない年もあった⁴⁴。

渡唐役者への委託から生じた渡唐役者の貿易不振は一八三一年にも確認できる。上原兼善氏は、中国での物価高騰、注文品の固定化から「渡唐役者の貿易裁量権は大幅に制約され、利を上げることが出来なくなっていた⁴⁵」と指摘している。

以上を踏まえて、一八五九年の御殿注文品購入問題を事例として王府貿易と渡唐役者との関わりを考えてみたい。まずは、問題の概要を提示するために、渡唐役者から王府への訴えを紹介する。

一八五九(咸豊九)年の首里王府審議に拠ると⁴⁶、渡唐役者は「四御殿御詔重御注文品」をこれまで「御免銀」で購入してきたが、近年では高値となり現在では「四五増倍」になっているとある。また、「重御注文品」のうち蘇州へ注文する商品は六割二部の部銀が支給されたが、ほぼ福州への発注となったため「損銀」をこうむっている。そこで「重御注文品」は相場代での購入の指示を得たい、と要請している。つまり、渡唐役者が、四御殿から委託された貿易品は、これまで前貸しの概算で渡された資本を元手に購入してきたが、蘇州の商品が高値となっているため部銀(追加予算の支給)の支給があっても損失が生じている。そこで、前貸しから相場代への変更を求めているのである。

これに対して、渡唐役者に購入を依頼した四御殿は、「重御注文品」は国王関係の品のため、これまで「御免銀」で「決算」してきた。蘇州注文分は部銀を含めており、さらに「代料」(商品代)は「銀子壱匁」あたり「錢拾貫文」という高いレートで渡しており、これは「心付」の意味もあるため、これまで通り「御免銀」で処理したい、と述べている。右のやりとりは、概算で換算レートを高めに設定して、銅銭を追加したうえで渡唐役者に貿易用の貨幣を事前

に渡していたことを示している。銅銭が球商との取引でどのように用いられたかは不明だが、ここでは四御殿、つまり王府側から渡唐役者に購入を依頼する委託貿易があったことが見えてくる。

さて、四御殿からの見解を踏まえて、この問題は王府内で審議されることになった。はじめに審議した津波古・富里・浜比嘉は、「四御殿御免銀は一七三一年に設定され「大美御殿公事帳」には「御免銀高」を超えた場合、これまでは渡唐役者に「内証御頼」としてきた。そのため「重御注文品」は相場代で購入すべきだが、相場代だと必要量の確保ができない。しかし、現在でも銀子一匁あたり銭十貫文と高レートで現銭を渡しているうえ、蘇州の商品については追加分の六割二部の部銀を設定している。したがって、近年高値の砂糖・甘物などには一割の部銀をさらに追加して、残りの注文はこれまで通りとしてもらいたい」と、基本的にはこれまで通りの委託とし、一部商品については取引額に合わせて委託額を増やしてはどうかと提案している。

一方、津波古らの見解を受けた表十五人衆は、現状の追加分である「御心付」だけでは「渡唐役者が多くの損銀を負ってしまい（渡唐役者らは）迷惑をこうむって」いるため、「慣例を理由に御免銀を渡して（負担を渡唐役者に購入を）押しつけるようには命じにくい」ので、蘇州商品は六割二部の部銀（追加予算の支給）、その他は二割の部銀を設定してはどうか」と提案している。最終的に、表十五人の案は不採用になるが、提案内容から貿易に伴う損失が出た場合、損失分は渡唐役者がこうむっていたものと思われる。

以上、王国末期の状況だけはあるが、王府御用品（ここでは四御殿御用）購入に関してつぎの点が確認できた。まず、概算・定額かつ銅銭での委託購入であり、四御殿から渡唐役人に渡される額は清朝中国の物価に完全に合わせたものではなかったため、注文内容や時期によっては渡唐役人が損失を補填する場合もあった。おそらく委託の際に購入すべき品目と数量に対応する貨幣が支給されるが、もし、支給額で購入できなかった場合、渡唐役者

が負担してでも委託された数量を入手していたのであろう⁴⁷。また、委託の際に渡唐役者に預けられる予算には部銀や「心付」といった追加分も設定されており、追加分で市場価格に対応しようとしていたものと思われる。追加分で購入可能という四御殿の主張もあるが、少なくとも王国末期には渡唐役人が不足分を負担していた可能性が高い。

このようにみると、福州琉球館貿易の一部は、王府が渡唐役者に購入を委託し、渡唐役者が球商に購入を委託するという二重の委託貿易であったといえよう。そのため、王府と渡唐役者、渡唐役者と球商それぞれとのあいだに「取引交渉」がみられたが、王府と渡唐役者とのあいだの「交渉」は、決定権を持つ王府が主導権を持っていた。他方で、渡唐役者と球商とのあいだの取引の主導権は基本的には球商が握っていたのはこれまで見てきた通りである。さらに、仲介役となるべき海防官が琉球側に有利に動かない場合もあり、渡唐役者の貿易利益は万全に確保されていたとはいえない状況にあったと考えられる。

二重の委託貿易構造のなかで渡唐役者は、個人貿易も含めると利益を出すこともあっただろうが、中国市場の物価、球商との取引内容、王府からの委託内容・方法によっては損失を出す場合もあったと理解する必要があると思われる。

おわりに

最後に本稿をまとめておきたい。

球商との取引方法、福建当局の関与から見て福州琉球館貿易は一八世紀に画期があり、清代の福州琉球館貿易は、一八世紀後半から球商の主導権が強まっていくと想定できる。

また、一九世紀の事例から、取引から起こる諸問題には福建当局が対処していたが、毎度、琉球側にとって有利に処理されたとはいえない。やや飛躍するが、球商と福建当局の結びつき・癒着も想定可能かと思われる。

さらに、王府注文品の一部は、概算かつ前貸しであり、渡唐役者へは余分に渡されていたとはされるものの、中国での物価によっては渡唐役者に損益が生じる場合もあった。損益が出ても王府が補償する訳ではないため、王府注文品の取引は、王府から渡唐役者への委託貿易であったと考えられる。つまり、王府から渡唐役者、渡唐役者から球商という二重の委託貿易であったとみなせるだろう。

このように、王府と渡唐役者、渡唐役者と球商という二重の委託貿易は、物価によって渡唐役者の損益が出る仕組みであるため、福州琉球館貿易で渡唐役者が利益を享受したかは、より詳細な事例の集積が求められる。本稿では、一九世紀のひとつの事例を取りあげただけであるため、ほかの事例を含めて検討すべきではあるが、少なくとも個人貿易を船間以外の範囲、具体的には渡唐銀の運用にまで広げて琉球と清朝間の貿易構造を理解すべきであると指摘しておきたい。

謝辞

本発表の準備にあたり、漢文史料の読解について西里喜行先生からご助力を賜い、王府から渡唐役者への貿易委託に関して山田浩世さんから意見をうかがうことができた。記して感謝を申し上げたい。なお、本研究はJSPS科研費 JP16H03476、JP 19H01299 の助成を受けたものである。

本論文脱稿後に、Hamashita, Takeshi (2016). *Statistics of Tributary Trade of Ryukyuloochoo) at Fuzhou in 1851*. (承先啟後—王業鍵院士紀念論文集, Taipei/Taiwan. 萬卷樓圖書)の情報に接した。本論文と論点が重なる点があるため、今後、参考にしたい。

- 1 安良城盛昭「進貢貿易の特質—転期の沖繩史研究—」『新・琉球史論』沖繩タイムス社、一九八〇年。
- 2 真栄平房昭「近世琉球における個人貿易の構造」『琉球海域史論集』上、榕樹書林、二〇二〇年(初出は一九八六年)。
- 3 山田浩世「近世琉球における王府官人制度と渡唐役者—船間割当を通じて—」『日本歴史』七五七号、吉川弘文館、二〇一二年。
- 4 西里喜行「中琉交渉史における土通事と牙行(球商)」『琉球大学教育学部紀要』五〇、一九九七年。引用は六六ページ。
- 5 真栄平房昭「琉球貿易の構造と流通ネットワーク」『豊見山和行編』『日本の時代史18 琉球・沖繩史の世界』吉川弘文館、二〇〇三年、一四八ページ。
- 6 上原兼善「近世琉球貿易史の研究」岩田書院、二〇一六年。前掲、西里喜行「中琉交渉史における土通事と牙行(球商)」。
- 7 『薩琉往復文書集』『琉球館文書一』(琉球大学附属図書館・仲原善忠文庫)。西里喜行「中琉交渉史における福州琉球館の諸相」『琉球大学教育学部紀要』六八号、二〇〇六年、三一—一ページ。

頭二而練銀子商人共江相渡候儀會而不仕筈御座候へ共、銀子相渡不申候而者商人共合点不仕候故、無是非右次第二御□□(座候力)、此以前二者商人共自分計を以都而品物買下為□居由候へ共、右商人共所帯方差迫自分斗不相調候付、琉人唐江参着之上御注文等相添渡、夫より上方表江罷越候次第二而、銀子相渡不申候得者請合不申候付、外二可仕様無御座候故、至極心遣千万之事

与者乍存右通仕来申候、

8 『薩琉往復文書集』〔琉球館文書〕二（琉球大学附属図書館・仲原善忠文庫）。前掲、上原兼善『近世琉球貿易史の研究』四七〜四八ページ。

跡々古銀通融仕候節者、渡唐之役々以下専糸反物勝二為買渡由候処、古銀潰二相成候以後、渡唐料銀太分増部相懸り候上、近年唐之儀糸反物高直二相成、糸反物類買來候而者及不勝手候故、都而あら物類買渡儀二御座候、然共昆布・あわひ類之儀、現銀差替之商賣者相調不申口（候力）間、直段相究雜唐物・葉種物類引替之約束二而、商人共江相渡候得者、廣東・厦門与申福州より百里餘之所江持越致交易、品物持來事候得共、多分身帯宜商人者右躰之商賣不仕、所帶薄者共江相渡候付、兼而約束之品物計相調候而者手廻シ不宜候哉、望無之品々取交持來色々致申分相届候付、差返度候得共、何れ乗船前差懸相届、尤昆布・あわひ類茂賭二相渡置候付、何物二而も請取不申者捨り二相成、猶以及損亡候故、無是非相届候品を請取持渡申儀多々有之事御座候、

9 前掲、上原兼善『近世琉球貿易史の研究』四七〜四八ページ。

10 真栄平房昭『琉球貿易の構造と流通ネットワーク』『琉球・沖縄史の世界』吉川弘文館、二〇〇三年。

11 藤原敬士『商人たちの広州——一七五〇年代の英清貿易——』東京大学出版会、二〇一七年。

12 上原兼善『鎖国と藩貿易——薩摩藩の琉球密貿易——』八重岳書房、一九八一年、一三〇〜一三一ページ。前掲『薩琉往復文書』〔琉球館文書一〕

琉球より年々唐江參候儀近年御銀下方遅御座候故、正月又者二月比琉球致出帆、唐江者三四月比致着夫より御買物御注文并琉球入用之品々注文取揃、館屋立入之商人江相渡候儀五六月比二相成申候、夫より三四百里上方江右商人致出立、同年九月十五日限御注文之品々等買求來候、證文右商人より請取置申事二御座候へ共、九月十五日比二者上方より買下不申、漸十月末又者十一月二掛り買求候由二而、品物相請取申事二御座候、琉人之儀、進貢之勤者次二いたし商賣専二致候段官人より折節致沙汰長々致滞在候儀不罷成十月霜月比二者何れ之筋二も唐口出帆不致候而不叶事二而、其段ハ右商人共存知之前御座候故、右二申

上候九月十五日より内上方江より買下唐口居候而茂いまた不致着由二而、品物差出不申、唐出帆前二差懸り品物差出候付、夜白
取納仕事二御座候、其節品位悪敷御座候而も、外二取替候品茂無之、其時より上方江頼越候儀も不罷成：

13 前掲、西里喜行「中琉交渉史における土通事と牙行(球商)」六七ページ。

14 前掲、上原兼善『鎖国と藩貿易―薩摩藩の琉球密貿易』一七七―二二二ページ。

15 『歴代宝案』二一六〇―一二。沖繩県教育庁文化財課史料編集班編『歴代宝案 訳注本』第六冊、沖繩県教育委員会、二〇一九年、一
九六―一九七ページ。

16 『歴代宝案』二一六三―四。同上二三八ページ。『歴代宝案』二一七六一―二。沖繩県教育庁文化財課史料編集班編『歴代宝案 訳
注本』第七冊、沖繩県教育委員会、二〇〇九年、五九ページ。

17 『清代中琉関係档案』四編、中華書房(北京)、二〇〇〇年、一七一ページ。松浦章「清代大黃の販路について」『清代中国琉球貿易史
の研究』榕樹書林、二〇〇三年、五七―五八ページ。廖大珂『福建海外交通史』福建人民出版社(福州)、二〇〇二年、三四二ページ。

18 前掲、西里喜行「中琉交渉史における土通事と牙行(球商)」。

19 『清実録』乾隆四一年二月一六日。

又諭、據永德奏、琉球貢船回國。兌買絲綢布匹等物。免過稅銀、共一千二百餘兩。似較向來為數過多。因薩哈岱現隨行在。令軍機
大臣就近詢問。據稱伊前管閩海關任內、所辦琉球免過稅銀。雖不能一律。大概總未出五百兩以外等語。屬國進貢回洋。攜帶內地
貨物。准予免稅。原屬柔遠之經。然加惠外藩。亦當稍有節制。若向來俱少。此次獨多。恐伊等視以為常。或且效尤滋甚。勢將何所底
止。設或向無定額。其免稅多少。悉由將軍等臨時覈定。更未為妥協。著交鐘音、詳悉確查。該關於琉球回船免稅。有無約略定數。并
歷年免稅若干。此次免稅。因何多至如許。逐一據實覆奏。勿稍隱飾。若永德所奏。有沽名示寬處。即行參奏。不可又相徇隱。慎之。
尋奏、查該國。

貢船、順治年間、准其貿易。康熙年間、復予免稅。經前督臣喀爾吉善奏准、以帶銀置貨。並無限額。恐欺隱滋弊。嗣後令據實報明。經官公辦。其入口、出口、稅銀若干。向係閩海關之南臺口委員。查照則例覈數。申報將軍照驗。免稅放行。現查歷年免稅底冊。自乾隆三十一年以後。該國進貢船二隻。入口不出三百兩。出口皆在五百兩外。接貢船一隻。入口皆在二百兩內外。出口不出五百兩。至三十六年、入口免稅二百四十九兩。出口八百一十九兩。較之往年。為數已多。今四十年較前更多。實因來船帶銀、及置貨、視歷年加增之故。報聞。

20 高崎美佐子「十八世紀における清タイ交渉史―暹羅米貿易の考察を中心として―」『お茶の水史学』一〇、一九六七年。

21 『清実録』乾隆五十一年三月二一日。

又諭、現據穆騰額奏稱、暹羅國貢船到關。每有隨帶船十餘隻。及藉名採貢船隻。俱係內地商船。夾帶貨物。向來該監督查明應徵稅銀。報明督撫具題。概行免其納稅等語。外藩呈進方物。其正副貢船。自應免其徵納稅銀。至內地商船。藉名影射。何得概行免稅。已傳諭該督撫監督等。不必形諸奏牘。惟當於該國貢船抵關時。除正副貢船。照例具免稅外。其餘夾帶客商私船。俱逐一查明。按貨納稅。以杜弊混。因思福建省、亦有琉球貢船到閩海關。有無似粵省夾帶商船情事。該將軍向來如何辦理。倘亦有夾帶船隻。一例免稅之事。該將軍應遵照現降諭旨。於貢船到關時。逐一查驗。除正副貢船。仍照舊辦理免稅外。所有夾帶商船。俱著查明一體按貨納稅。將此傳諭常青知之。此原管關者應辦之事。不必傳旨。並著將寄信富勒渾、孫士毅、諭旨。鈔寄閱看。

22 乾隆五二（一七八）年六月二二日には、琉球の進貢船が行った貿易活動に関して探問の名目で商売に來た船ではないという福州將軍が説明している〔選編一四七号〕。以後、一七八九年（陳龍貴主編）清代琉球史料彙編―軍機處檔奏摺錄副 上冊〕国立故宫博物院、一六七）、一七九三年（中国第一歴史檔案館編）清代中琉關係檔案 選編〕中華書局、一八一号）、一七九五年（同一九八号）にも同様の報告がある。

23 吉田金一「ロシアと清の貿易について」『東洋学報』四五―四、一九六三年。

24 宮田俊彦「清朝の菓種大黃の露西亜への流出―歴代宝案第二集に見える恰克凶条約と清露關係の一面」(『琉明・琉清交渉史の研究』 文献出版、一九九六年)、森川哲雄「乾隆期におけるキャフタ貿易停止と大黃問題」(『東アジアと日本―交流と変容―』創刊号、九州大学大学院人文科学研究院、二〇〇四年)。

25 松浦章「清代海外貿易史の研究」朋友書店、二〇〇二年。

26 『清実録』乾隆五四年二月癸丑。

27 『歴代宝案』二一七四―二一七五。前掲『歴代宝案 訳注本』第六冊、四六九―四七二ページ。

28 前掲『清代琉球史料彙編―軍機處 奏摺録副 上冊』二六五ページ。

29 『歴代宝案』二一七五―一六。前掲『歴代宝案 訳注本』第七冊、二八―三四ページ。

30 『清実録』乾隆五五年三月二七日。

福州將軍魁倫、閩浙總督覺羅伍拉納、福建巡撫徐嗣曾奏、查大黃一種、遵旨嚴禁出洋。惟琉球歲動貢獻、恪守藩封。前經奏明、移咨該國王、酌計每年准買三五百觔之數。此次夷船回棹。應准其購用。第令自行買運。恐舖戶以例禁出口。高擡價值。否則任意透漏。臣等酌議、委官代買三百觔。飭夷官繳價領運。批。是。又奏、一體免稅。仍移行該國咨覆備查。得旨、覽。

31 『清実録』乾隆五六年七月二日。

諭軍機大臣曰、魁倫奏、琉球船隻出口、照例免稅一摺。細閱單內所開、除大黃一項。係遵照奏定章程。官為代買外。其綢緞絲布、及川芎川連紙、涇縣紙等件。俱係內地貨物。而洋蓼・蘇木等物。乃外洋所出。又似帶至內地售賣之件。該夷使既置買內地物件。帶回該國。何以外洋之物。復轉向內地購買帶回。魁倫所開單內、殊屬牽混。著該將軍詳晰奏明。又大黃係向何舖代買。來自何處。即行覆奏。尋奏、洋蓼・蘇木。俱出西洋・暹羅等國。並非琉球所產。大黃一項。據承買藥材行戶等供稱、各樣藥材。俱由江西樟樹鎮販運來閩銷售。但江西亦不產大黃。聞得陝西涇陽縣、為大黃匯集之所。轉發漢口樟樹等處行銷等語。復詢據琉球國通事魏廷玉稟稱、

琉球與西洋暹羅諸國、相距遙遠。向無商賈貿易洋貨・蘇木。故就閩購買。至大黃每歲或買數百觔、及數千觔不等。自飭禁後、覈定數目。官為代買。帶運回國。並無轉售他處等情。報聞。

32 『歴代宝案』二一八〇―一八。前掲『歴代宝案 訳注本』第七冊、一八八―一九三ページ。

深澤秋人『近世琉球中国交流史の研究―居留地・組織体・海域―』榕樹書林、二〇一一年、九〇ページ。

34 『歴代宝案』一七七―一五。前掲『歴代宝案 訳注本』第七冊、八七ページ。

35 「唐船仕出并帰帆改日記」(尚家文書二五九号、那覇市歴史博物館蔵)。引用文中の括弧はすべて筆者によるもので、「」は注釈、

() は補足である。また、以下、引用史料中には適宜、番号や傍線を付している。なお、本史料については拙稿「王国末期の球商関係史料について」(『がじゅまる通信』八八号、二〇二〇年)で紹介した。

36 頼正維『清代中琉関係研究』海洋出版社(北京)、二〇一一年。

37 前掲、西里喜行「中琉交渉史における土通事と牙行(球商)」。

38 当時、清朝では番銀と呼ばれるスペイン銀をはじめとする計数貨幣のほか、秤量貨幣や銅銭も使用されており、民間では地域によつてさまざまな貨幣が使われていた。岸本美緒氏は福州と厦門でも主に使用される貨幣が異なり、19世紀の福建ではむしろ銅銭が多く遣われていたことを指摘している。琉球の前貸し二六〇〇余両に対して曾兆鵬が返済してきたのが一四〇〇元であったのは、意図的に異なる貨幣で返却した可能性もあるが、当時の福建ではさまざまな貨幣が使用されていたことが背景にあったとみなすべきであろう。岸本美緒「十九世紀前半における外国銀と中国国内経済」豊岡康史・大橋厚子編『銀の流通と中国・東南アジア』山川出版社、二〇一九年。

39 「唐船仕出并帰帆改日記」(尚家文書二五九号、那覇市歴史博物館蔵)。

右粟之内、帰帆涯二而無是非請取、又者残御銀者算面通取入相渡候間、帰帆之面々者早々致帰帆候様申渡置候段之成行者取除

ケ可書出旨被仰渡候：

40 「唐船仕出并帰帆改日記」(尚家文書二五九号、那覇市歴史博物館蔵)。

…可致帰帆旨申渡置候段者申付無之候間、頗ニ其意味被除ケ可書出旨被仰渡：

41 前掲、上原兼善『近世琉球貿易史の研究』三三三―三三四ページ。

42 一八三六年の帰唐船の注文品の未購入・購入不足(買欠・買不足)について、上原兼善氏は客商の「経済的窮迫、資金力の脆弱性からうまく作動せず、商品の買過ぎ・買不足を引き起こしていた」と指摘している(上原兼善『近世琉球貿易史の研究』三三四ページ)。

43 前掲、真栄平房昭『近世琉球における個人貿易の構造』。

44 前掲、上原兼善『近世琉球貿易史の研究』。

45 前掲、上原兼善『近世琉球貿易史の研究』二二二ページ。

46 「僉議」(尚家文書四四七号二一号文書、那覇市歴史博物館蔵)。

47 福州琉球館貿易における渡唐役者の補填については、上原兼善氏の指摘がある(前掲、上原兼善『近世琉球貿易史の研究』二五五ページ)。